

## 令和6年度山形市太陽光発電設備導入事業費補助金交付要綱

### (目的及び交付)

第1条 市長は、太陽光発電設備・蓄電池の設置を支援することにより、再生可能エネルギーの導入を促進し、地球温暖化の防止に寄与するため、本市内に当該設備を設置する市民及び事業者に対し、山形市補助金等の適正化に関する規則（昭和52年市規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1に掲げる補助の要件を全て満たす太陽光発電設備・蓄電池の設置（住宅展示場（モデルルーム）等で展示を目的に設置するものを除く。）を行う事業とする。

### (補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第2の補助対象経費の欄に掲げる経費とし、補助金の額は、同表の補助金の額の欄に掲げる額とする。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市税を滞納していない者
- (2) 過去に太陽光発電設備の設置に対し市の補助金の交付を受けていない者
- (3) 補助対象事業について、国、県等からの他の補助金の交付を受けていない又は受ける予定がない者
- (4) 次のア又はイに該当する者

ア 第8条の補助金交付申請書兼事業実績報告書を提出する時点において、本市に住所を有する者であって、その者の居住する専用住宅若しくは居住の用に供する床面積が当該建築物の延べ床面積の2分の1以上を占める併用住宅又はこれらに附属する車庫、物置等に太陽光発電設備・蓄電池を新規に設置するもの（以下「住宅用設置者」という。）

イ 第8条の補助金交付申請書兼事業実績報告書を提出する時点において、本市内にあ  
る事業の用に供する建築物（自己の所有する店舗、事務所、営業所、倉庫等の用に供  
する建築物又は賃貸住宅その他賃貸借契約若しくは使用貸借契約により借り受けてい  
る建築物で、その所有者から太陽光発電設備・蓄電池を設置することについて同意を  
得ているものに限る。）に太陽光発電設備・蓄電池を新規に設置するもの（個人であ  
るか団体であるかを問わない。以下「事業所用設置者」という。）

（事前協議）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ事前協議書（別記様式第1号）を  
市長に提出し、協議しなければならない。

2 前項の事前協議書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 補助対象経費が分かる見積書等の写し
- (2) 併用住宅への設置に係る場合にあつては、居住部分の床面積が分かる平面図
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の事前協議書の受付期間は、令和6年4月22日から同年9月9日までとする。

（協議結果の通知）

第6条 市長は、前条第1項の事前協議書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当  
と認めるときは、予算の範囲内で補助金交付予定通知書（別記様式第2号）により、当該  
事前協議書の提出を行った者に通知するものとする。

2 市長は、前条第3項に定める受付期間内に補助金の交付予定額が予算額を超えた場合は、  
事前協議書の提出を行った者の中から抽選を行い、補助金の交付予定者を決定するもの  
とする。

3 市長は、前項の規定による抽選から外れた者を対象に、繰上げ順位（予算の確保ができ  
た場合に、補助金の交付の対象となる順位をいう。以下同じ。）を決定するものとする。

（事業計画変更等）

第7条 前条第1項の規定により補助金交付予定通知を受けた者（以下「補助金交付予  
定者」という。）は、当該通知を受けた時から補助対象事業が完了するまでの間（以  
下「交付予定期間」という。）において、補助金交付予定額を減額する変更をしよう

とするとき、又は既に行った事前協議を取り下げようとするときは、速やかに事業計画変更等届（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 2 補助金交付予定者は、交付予定期間において、補助金交付予定額を増額する変更をしようとするときは、前項の規定により既に行った事前協議を取り下げるとともに、第5条第1項の規定により再度事前協議書を提出し、その内容の審査を受けなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による事業計画変更等届の提出があった場合において、その内容が補助金交付予定額を減額する変更であるときは、速やかにその内容を審査し、相当と認めるときは、事業計画変更承認通知書（別記様式第4号）により、その内容が事前協議を取り下げるものであるときは、補助金交付予定取消通知書（別記様式第5号）により、それぞれ当該事業計画変更等届の提出を行った者に通知するものとする。
- 4 市長は、事前協議の取下げ等により、補助金の交付に関し予算の確保ができた場合には、前条第3項に定める繰上げ順位の高い者から優先して補助金交付予定者を決定するものとする。

（補助金交付申請及び実績報告）

第8条 補助金交付予定者は、補助対象事業が完了したときは、規則第5条及び規則第13条の規定にかかわらず、補助金交付申請書兼事業実績報告書（別記様式第6号）を市長に提出することにより、速やかに補助金の交付の申請及び補助対象事業の実績の報告をしなければならない。

- 2 前項の場合において、住宅用設置者が補助金交付申請書兼事業実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
  - (1) 申請者本人の住民票（当該申請者本人の住所が太陽光発電設備・蓄電池を設置した住宅の所在地であること。）
  - (2) 誓約書兼同意書（別記様式第7号）
  - (3) 電力会社との太陽光受給契約確認書の写し（余剰配線であり、令和6年4月1日から令和7年2月28日までの間に電力受給を開始するものであること。）
  - (4) 設置場所及びその付近の見取図

- (5) 設置工事に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し（契約書に補助対象経費以外の金額が含まれている場合は、補助対象経費が分かる書類を添付すること。）
  - (6) 設置工事に係る領収書の写し
  - (7) 太陽光発電設備の設置工事着手前の状況を示す建物全体及び屋根部分の写真 各1部
  - (8) 太陽光発電設備の設置工事完了後の状況を示す建物全体及び屋根部分の写真 各1部  
（写真により全ての太陽光モジュールの枚数が確認できない場合には、写真に加え太陽光モジュールの配置図を添付すること。）
  - (9) 蓄電池設備の設置状況を示す蓄電池設備本体及びその品番ラベルの写真 各1部
  - (10) 太陽光発電設備・蓄電池を設置する建築物等を借り受けている場合には、当該建築物等の所有者の承諾書（申請者が太陽光発電設備・蓄電池を設置すること及び法定耐用年数にわたり太陽光発電設備・蓄電池を使用することを認める旨を内容とするもの）及び賃貸借契約書又は使用貸借契約書の写し
  - (11) その他市長が必要と認める書類
- 3 第1項の場合において、事業所用設置者が補助金交付申請書兼事業実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
- (1) 申請者の登記事項証明書（申請者が個人の場合は、本人の住民票）
  - (2) 誓約書兼同意書（別記様式第8号）
  - (3) 電力会社との太陽光受給契約確認書の写し（余剰配線であり、令和6年4月1日から令和7年2月28日までの間に電力受給を開始するものであること。）
  - (4) 設置場所及びその付近の見取図
  - (5) 設置工事に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し（契約書に補助対象経費以外の金額が含まれている場合は、補助対象経費が分かる書類を添付すること。）
  - (6) 設置工事に係る領収書の写し
  - (7) 太陽光発電設備の設置工事着手前の状況を示す建物全体及び屋根部分の写真 各1部
  - (8) 太陽光発電設備の設置工事完了後の状況を示す建物全体及び屋根部分の写真 各1部  
（写真により全ての太陽光モジュールの枚数が確認できない場合には、写真に加え太陽光モジュールの配置図を添付すること。）

(9) 蓄電池設備の設置状況を示す蓄電池設備本体及びその品番ラベルの写真 各1部

(10) 太陽光発電設備・蓄電池を設置する建築物等を借り受けている場合には、当該建築物等の所有者の承諾書（申請者が太陽光発電設備・蓄電池を設置すること及び法定耐用年数にわたり太陽光発電設備・蓄電池を使用することを認める旨を内容とするもの）及び賃貸借契約書又は使用貸借契約書の写し

(11) その他市長が必要と認める書類

4 第1項の規定による補助金交付申請書兼事業実績報告書の提出期限は、令和7年2月28日とする。ただし、前条第4項の規定により補助金交付予定者となったものについては、同年3月31日とする。

5 市長は、第1項の規定による補助金交付申請書兼事業実績報告書の提出を行った者に対し、必要に応じて設置工事等に関する書類の提示及び現地調査等を求めることができる。  
(補助金の交付決定及び額の確定)

第9条 規則第8条の規定による交付の決定の通知及び規則第14条の規定による額の確定の通知は、山形市太陽光発電設備導入事業費補助金の交付決定及び額の確定について（通知）（別記様式第9号）によるものとする。

(協力)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて太陽光発電設備・蓄電池に関する報告等の協力を求めることができる。

(財産処分の制限)

第11条 規則第18条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。

2 規則第18条第2号に規定する市長が指定するものは、この要綱による補助金の交付を受けて設置した太陽光発電設備・蓄電池とする。

3 規則第18条の市長の承認を受けようとする者は、財産処分承認申請書（別記様式第10号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の承認をする場合には、当該承認を受けようとする者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付させることができるものとする。

(帳簿の備付け)

第12条 規則第19条に規定する関係書類は、前条第1項に規定する期間中保管しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月22日から施行する。

別表第1（第2条関係）

補助の要件
次の各号のいずれにも該当するものであること。
(1) 太陽光発電設備 次のアからウまでの全ての要件を満たすものであること。
ア 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の認定（FIT認定）を受けて発電された電気が住宅又は事業所において消費され、かつ、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるものであること。
イ 未使用品であること。
ウ 令和6年4月1日から令和7年2月28日までの間に電力会社と電力受給を開始するものであること。
(2) 蓄電池 次のアからウまでの全ての要件を満たすものであること。
ア 補助対象となる太陽光発電設備の設置と併せて設置するものであること。
イ 未使用品であること。
ウ 平成31年度以降に国の補助事業の補助対象設備として登録されている製品であること。

別表第2（第3条関係）

補助対象経費	補助金の額
<p>太陽電池モジュール、架台及びパワーコンディショナ（インバータ及び保護装置）、蓄電池その他の附属機器（接続箱及び直流・交流側開閉器）の設置に直接必要な経費</p>	<p>設置する蓄電池の初期実効容量（一般社団法人環境共創イニシアチブの登録値）（キロワットアワーを単位とし、その値に小数点以下第2位未満の端数があるときは、これを切り捨てた値で、上限値を5キロワットアワーとする。）に6万円を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p>